

## 令和7年度青森県食品衛生監視指導計画（案）の概要

### 1 令和7年度青森県食品衛生監視指導計画（案）の記載事項

- (1) 監視指導の実施に関する事項  
異物混入対策、食中毒対策及び食品表示等に関する監視指導の実施
- (2) 収去検査に関する事項  
規格基準、残留農薬、アレルゲン等の検査の実施  
収去検査結果を利用した食中毒予防  
規格基準・表示基準違反があった事業者に対する指導の実施
- (3) 食中毒等健康被害発生時の対応  
速やかな原因の究明及び被害拡大防止対策の徹底  
広域食中毒発生時の連絡体制等の整備
- (4) 食品等事業者による自主衛生管理の徹底  
HACCPに沿った衛生管理の推進及び実施状況に応じた監視指導
- (5) 消費者等との意見交換に関する事項  
青森県食品衛生監視指導計画に関する意見の募集、食品衛生に関する情報提供  
市町村への協力要請及び自治体広報紙を活用した食品衛生思想の啓発の実施
- (6) 食品衛生に係る人材育成・資質向上  
HACCPをはじめとする衛生管理に携わる人材の育成  
職員研修会及び食品等事業者に対する衛生講習会の実施

### 2 令和6年度青森県食品衛生監視指導計画からの主な変更点

- (1) 平成30年食品衛生法の改正に関する見直し  
食品衛生法の改正に伴う経過措置期間が令和6年5月31日で終了したことから、食品衛生法の改正に係る周知についての記述を削除しました。  
<削除した記述>  
「食品衛生法の改正に係る周知」  
(内容)
  - ①HACCPに沿った衛生管理の制度化
  - ②営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設  
(漬物製造業、水産製品製造業等が許可対象となったこと)
  - ③リコール情報の届出制度の義務化また、これに合わせて、食品事業者に対する一般的監視指導事項に、次の内容を追加しました。
  - ①適正な営業許可の取得、または営業届出が行われていること。
  - ②自主回収状況の届出が適正に行われていること。
- (2) 組織改正に伴う機関名等の変更  
令和7年4月の組織改正に伴い、機関名を変更しました。